秋田県工賃向上計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年4月

秋 田 県

1	青	十画	の概要	<u>.</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)	策	定の趣	旨																										
(2)	対	象事業	所																										
(3)	計	画期間]																										
2	文	対象	事業所	の北	犬況	اع!	Ιį	賃	実	績																				2
(1)	事	業所数	ء ع ب	区均	エ	賃.	月	額	の :	推	移																		
(2)	県	平均と	全国	国平	均	٤	の	比	較																				
(3)	平	均工賃	月客	湏の	分	布	状	況																					
3	5	これ	までの	取約	且と	課	題				•		•														•			4
(1)	県	の取組	l																										
(2)	エ	賃向上	計画	画に	係	る	ア	ン	ケ		۲	調	査	の	結	果													
4	E	目標	工賃・	-							•																			6
(1)		目標工	賃フ	火 準	_																								
(2)		目標工	賃フ	火 準	設	定	の	考	え	方																			
5	Ē	具体	的方策	į • ·						•			•																	8
(1)		事業所	にろ	求め	ら	れ	る	取	組																				
(2)		県の取	組																										

1 計画の概要

(1) 策定の趣旨

障害のある人もない人も地域で安心して、生きがいを持って生活する「共生社会」の実現に向けては、障害者が単に支援を受ける側でなく、地域経済・社会の担い手として商品やサービスを提供する役割を担っていくことが重要です。障害のある人の経済的・社会的自立に向けて、一般就労を希望する人はできる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難な人には、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、その工賃水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

県ではこれまでも「秋田県工賃倍増5か年計画」(平成19~23年度)、「秋田県工賃向上計画」(平成24~26年度、平成27~29年度、平成30~令和2年度、令和3~5年度)を作成し、一般就労が困難な方の就労継続支援事業所等における工賃向上に取組んできました。その結果、県内事業所の工賃水準は向上し、一定の成果は出ていますが、全国平均には達していない状況です。

現計画期間が令和5年度までとなっていることから、令和6年度以降も引き続き 工賃向上に取組むため、新たな「秋田県工賃向上計画(第5期)」を作成します。

なお、令和6年3月、国において「『工賃向上計画』を推進するための基本的な 指針(平成24年4月11日付け障発0411第4号)」が一部改正され、令和6 年度以降においても更なる工賃向上に向けた取組を推進することとされました。

(2) 対象事業所

この計画の主な対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限ります。)、生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に積極的に取組んでいる事業所については、この計画に基づく取組の対象に含むものとします。

(3)計画期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象期間とします。

2 対象事業所の状況と工賃実績

(1) 事業所数と平均工賃月額の推移

本県の就労継続支援B型事業所数は年々増加しており、令和5年度当初時点で143 事業所が活動しています。

工賃支払延人数、工賃支払総額及び平均工賃月額は増加傾向にあり、令和4年度の平均工賃月額は16,433円と、工賃向上計画の令和4年度目標である15,800円を上回り、平成30年度の14,869円より1,564円増加しています。

【就労継続支援B型事業所数の推移】

年度	R01	R02	R03	R04	R05	
事業所数 (箇所)	119	122	132	136	143	

【就労継続支援B型事業所の工賃の推移】

年度	H30	R01	R02	R03	R04	
工賃支払 延人数 (人)	29, 251	30, 115	30, 917	32, 594	31, 724	
工賃支払 総額(円)	434, 921, 835	463, 838, 323	478, 723, 723	514, 153, 160	521, 332, 960	
平均工賃 月額(円)	14, 869	15, 402	15, 484	15, 774	16, 433	
目標工賃 月額(円)	15, 800	16, 200	16, 600	15, 600	15, 800	

(2) 県平均と全国平均との比較

就労継続支援B型事業所の平均工賃について、本県と全国平均を比較すると、ともに増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に受注が落ち込んだ令和2年度を除いて、その差が大きく縮まることはなく、全国平均を下回る状況が続いています。

【平均工賃の比較(就労継続続支援B型事業所)】

(月額・円)

年度	H30	R01	R02	R03	R04
秋田県平均工賃月額	14, 869	15, 402	15, 484	15, 774	16, 433
全国平均月額	16, 168	16, 369	15, 776	16, 507	17, 031
全国平均との差額	1, 299	967	292	733	598
全国順位	37	34	30	33	31



(3) 平均工賃月額の分布状況

就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の分布状況については、15,000円未満の事業所が5割を超えています。一方で、概ね平均工賃を超える15,000円以上の事業所の割合は増加傾向にあり、工賃向上に向けたこれまでの取組の成果が現れてきており、引き続き、15,000円以上の事業所が増えるように支援を行っていくことが必要です。

	НЗ	30	RO)1	RO	02	RO)3	RO	04
平均工賃 月額	事業 所数	割合								
~4, 999	7	6. 0%	7	5. 7%	8	6. 2%	5	3. 7%	5	4%
5, 000~ 9, 999	30	25. 9%	32	26. 2%	29	22. 8%	26	19. 6%	30	24. 3%
10, 000~ 14, 999	46	39. 7%	41	33. 6%	41	32. 2%	44	33. 3%	33	26. 8%
15, 000~ 19, 999	17	14. 7%	25	20. 5%	26	20. 4%	29	21. 9%	24	19. 5%
20, 000~ 24, 999	8	6. 9%	9	7. 4%	12	9. 4%	18	13. 6%	17	13. 8%
25, 000~ 29, 999	2	1. 7%	0	0%	5	3. 9%	4	3%	6	4. 8%
30, 000~ 34, 999	2	1. 7%	3	2. 5%	3	2. 3%	2	1. 5%	1	0.8%
35, 000~ 39, 999	3	2. 6%	3	2. 5%	1	0. 7%	1	0. 7%	2	1. 6%
40, 000~	1	0. 9%	2	1. 6%	2	1. 5%	3	2. 2%	5	4%
合計 事業所数	116		122		127		132		123	

3 これまでの取組と課題

(1)県の取組

県ではこれまで、「秋田県工賃倍増5か年計画」(平成19~23年度)、「秋田県工賃向上計画」(平成24~26年度、平成27~29年度、平成30~令和2年度、令和3~令和5年度)に基づき、工賃向上に向けた取組を実施してきました。主な事業内容は次のとおりです。

① 工賃向上アドバイザー派遣事業(平成21~29年度)

事業所に中小企業診断士をアドバイザーとして派遣し、企業経営的手法により、 現状分析や課題の整理、その解決に向けた助言等を行い、販路拡大や商品開発、 経営効率化を図りました。

② 障害者就労施設からの優先調達の推進(平成25年度~)

平成25年4月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に 関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行され、国や都道 府県、市町村等は、障害者就労施設等からの優先調達に努めることとされていま す。

このため、令和3年度に作成したマニュアルを活用し、発注業務手続きを周知するほか、個別の受注事例の紹介、市町村や地域振興局を対象としたネットワーク会議の開催により、優先調達の拡大に取組んでいます。

法施行後10年を経過し、秋田県の調達実績は着実に増加しているものの、調達額の大半をスノーポール(除雪期道路標識柱)が占めており、購入品目の広がりが見られないことが全国的には低位となっている要因の一つと考えられ、購入品目を増やし、調達実績を増加させる必要があります。

【障害者就労施設等からの物品調達実績】

年度	H30	R01	R02	R03	R04
調達件数	24	24	38	31	32
調達額(円)	9, 511, 384	9, 129, 059	11, 306, 716	14, 026, 254	15, 065, 493

③ 障害者の働きがい支援事業(令和元年~)

県内3箇所に、業務のあっせんや仲介を行う共同受注窓口を設置し、障害者就 労施設等の受注拡大に取組むほか、工賃向上に向けたセミナーの開催等を行って います。窓口の活用方法が十分に周知できていないため、継続的な PR を行い、利 用実績を増やしていく必要があります。

(2) 生産活動の状況と課題

工賃実績の調査に併せ、作業品目や工賃向上を進める上での課題等についてアンケート調査を実施しました。令和4年度の結果は次のとおりです。

(対象:123事業所。いずれも複数回答を可としています。)

ア 事業所の主な作業品目

1位	箱折り、包装、梱包作業	85 事業所
2位	清掃、施設管理	56 事業所
3位	園芸、農業	54 事業所
4位	工芸品、雑貨	33 事業所

イ 工賃向上を進める上で課題と感じている事項

1位	安定した作業量の確保	85 事業所
2位	販路(受託事業)の開拓	61 事業所
3位	利用者の作業能力	60 事業所
4位	作業(商品)単価の低さ	51 事業所

ウ 希望する支援策

1位	生産活動経費への助成	44 事業所
2位	共同受注機能の強化	17 事業所
3位	販売イベントの開催	16 事業所
4 位	事業所製品の PR	16 事業所

4 目標工賃

(1)目標工賃水準

年度毎の目標工賃を次のとおりとします。

目標工賃(一人あたり月額)

令和6年度 16,800円

令和7年度 17,200円

令和8年度 17,600円

目標工賃(一人あたり時間額)

令和6年度 232円

令和7年度 241円

令和8年度 250円

※対象サービス:就労継続支援B型事業所

(2) 目標工賃水準設定の考え方

① 目標工賃水準(月額)は、平成30年度から令和4年度までの平均伸び率2.5%を令和8年度まで毎年達成することを目標とし、上記の水準とします。

(百円未満四捨五入)

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による平均工賃月額の算定方法の見直しによる影響を考慮して、目標工賃については変更する可能性があります。

【工賃月額実績と伸び率】

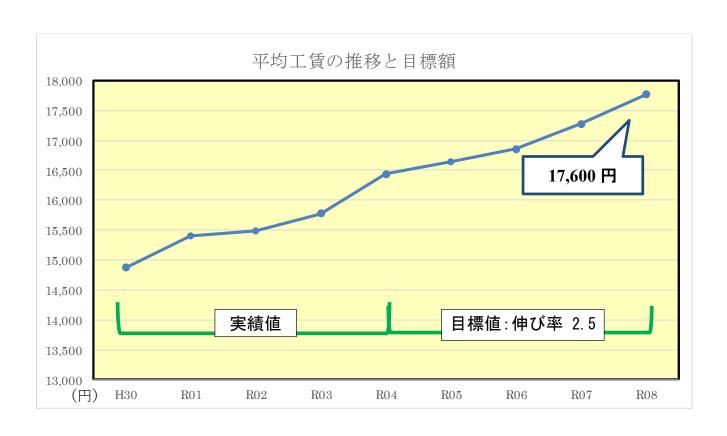
年度	H30	R01	R02	R03	R04
実績額 (円)	14, 869	15, 402	15, 484	15, 774	16, 433
伸び率	-2.0%	3. 6%	0. 5%	1.8%	4. 1%

② 目標工賃水準(時間額)についても、月額と同様に、平成30年度から令和4年度までの伸び率3.7%を令和8年度まで毎年達成することとして設定します。

※目標工賃の管理は、原則として月額により行いますが、月に数日しか利用しない利用者の場合、月額での評価が難しくなるため、利用形態が特徴的な方についても工賃向上の成果を把握するため、時間額についても目標値を設定するものです。 (一円未満四捨五入)

【工賃時間額実績と伸び率】

年度	H30	R01	R02	R03	R04
実績額 (円)	193	200	198	212	224
伸び率	-1.4%	3. 6%	-1%	7%	5. 6%



5 具体的方策

(1) 事業所に求められる取組

各事業所ではこれまでも工賃向上に取組んできており、一定の成果は上げているものの、障害のある人が自立した生活を送るためには、より一層の工賃向上を実現しなければなりません。そのため、事業所においては、次のようなことに取組む必要があります。

① 積極的な情報発信

地域のイベントや行事をはじめ、新聞・雑誌・インターネットなど、各種媒体 を活用し、ターゲットとする商圏や消費者に対して積極的に情報発信を行う必要 があります。

② 工賃向上計画による事業の検証・改善

目標工賃を達成するには、管理者や目標工賃達成指導員を中心として事業所を 挙げた計画的な取組が重要です。事業所内において定期的に計画と実績を確認し、 計画が未達の場合は、その要因を把握することで課題を明確化し、次の取組につ なげるPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルにより取 組を進めていく必要があります。

③ 企業経営的な手法

販路(受託事業)の開拓、商品・サービスの見直し、生産性の向上、消費者の ニーズ把握、オンラインショップの開設、イベントを利用した販売会など企業経 営的な手法を取り入れていく必要があります。

④ 課題解決に向けた取組

工賃向上を進める上で、安定した作業量の確保、販路(受託事業)の開拓、利用者の作業能力、作業(商品)単価の低さが課題として挙げられます。これらの課題を解決するために、営業活動や共同受注窓口の活用、商談会や見学会に積極的に参加し、先進事例を学ぶ必要があります。

(2) 県の取組

県では、令和8年度までに次のような取組を推進することとし、事業所の活動を 支援していきます。

① 障害福祉サービス事業所の経営力の育成・強化に係る取組 事業所における意識改革、商品開発、市場開拓、障害者の職場環境の改善によ る作業効率の向上等を推進するための支援を行います。

【想定する取組】

- ・セミナーや事業所相談会の開催による工賃向上に向けた意識醸成
- ・商談会の開催による受注機会の拡大
- ② 官公需の拡大及び事業所のネットワーク形成推進等に係る取組

令和元年度から設置している共同受注窓口を活用し、新たな官公需や企業からの発注の拡大を支援するとともに、各地域毎に行政・民間・障害者就労施設等の連携体制の構築を支援します。

【想定する取組】

- ・複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等を行い、受注業務のあっせんまたは仲介等を担う組織である「共同受注窓口」の運営・PR
- 優良事例や課題の共有を図るためのネットワーク会議の開催
- 他事業所の取組を学ぶための事業所見学会の開催

③ 優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

【想定する取組】

- ・当該法律による調達の具体的な手続きについてマニュアルの整備、調達事例 集の作成、法の趣旨について庁内に周知
- ・ 庁内担当者を対象に制度の趣旨や契約手続き、事業所の作業内容について説明会を開催
- ・調達実績が少ない市町村に対する調達事例の紹介
- ・県を中心とした、自治体間の情報交換

④ 農福連携の推進

障害者の働きがいや工賃向上、及び農業の担い手確保の新たな手法として注目 される農福連携を推進します。

【想定される取組】

- ・セミナーの開催等による農福連携の意義、事例の周知
- 作業場視察等による新規開拓やマッチング支援
- ガイドブックやパンフレットの作成による啓発活動
- ・研修会の開催など農林部局との連携による障害者理解の促進